

平成27年2月27日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「健保法」という。)による家族療養費(以下、「療養費」という。)の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、〇〇健康保険組合(以下「保険者組合」という。)の被保険者であるところ、同人の被扶養者であるA(以下「A」という。)が、頸部捻挫、右肩関節捻挫(以下、併せて「当該傷病」という。)の療養のため、平成〇年〇月から同年〇月までの期間(以下「本件請求期間1」という。)、a病院b院B柔道整復師(以下「B柔道整復師」という。)による施術を受けたとして、その施術に要した費用について、保険者組合に対し、平成〇年〇月分については、同年〇月〇日(受付)に、同年〇月分については、同年〇月〇日(受付)にそれぞれ療養費の支給を申請した。

2 保険者組合理事長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、本件請求期間1のAにかかる療養費の支給申請については、「平成〇年〇月から、a病院b院にて施術を受けておられましたが、その後も医療機関における受診治療ではなく、整骨院にて継続的に施術をうけておられます。これは慢性的な痛みにおける緩和施術とみなされます。急性の療養とは考えられず、右肩関節・頸部のマッサージ等は、柔道整復師施術の保険適用とした支給対象とはなりません。」との理由で、本件請求期間1に係る療養費を支給しない旨の処分(以下「原処分1」とい

う。)をした。

3 また、請求人は、前記1と同様に、当該傷病の療養のため、Aが平成〇年〇月及び同年〇月の期間(以下「本件請求期間2」という。)、B柔道整復師による施術を受けたとして、その施術に要した費用について、保険者組合に対し、平成〇年〇月分については、平成〇年〇月〇日(受付)に、平成〇年〇月分については、平成〇年〇月〇日(受付)にそれぞれ療養費の支給を申請した。

4 保険者組合理事長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「長期にわたる施術、並びに慢性的右肩関節、頸部のマッサージによる施術になる為、不支給とします。」との理由により、本件請求期間2に係る療養費を支給しない旨の処分(以下「原処分2」という。)をした。

5 請求人は、原処分1及び原処分2を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 請求人が健保法の規定する被保険者であり、Aがその被扶養者であること、Aが平成〇年〇月から同年〇月まで、並びに平成〇年〇月及び同年〇月の期間について、当該傷病のためにB柔道整復師による施術を受けた事実は、当事者間に争いが無い。

2 本件は、このような事実関係に基づき、請求人が柔道整復師の施術に係る費用を療養費として支給することを請求したところ、保険者組合は、長期にわたる施術、並びに慢性的右肩関節、頸部のマッサージによる施術は療養費の支給の対象となる負傷である急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲又は捻挫に該当しないことを理由として、これを支給しないとする原処分1及び原処分2を行ったものであるから、本件で問題とすべきことは、上記理由で行った原処分の当否である。

3 健保法は、その第63条において、被保険者の疾病又は負傷に関しては、「診察」、「薬剤又は治療材料の支給」、「処置」、

「手術その他の治療」、「居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」、「病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護」の療養の給付を行うと規定し（同条第1項）、その療養の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、「保険医療機関又は保険薬局」、「特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であって、当該保険者が指定したもの」、「健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局」のうち、自己の選定するものから受けるものとするとして規定している（同条第3項）。また、保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣に登録を受けた医師若しくは歯科医師（以下「保険医」と総称する。）又は薬剤師（以下「保険薬剤師」という。）でなければならず（同法第64条）、保険医療機関又は保険薬局は、当該保険医療機関において診療に従事する保険医又は当該保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師に、同法第72条第1項の厚生労働省令で定めるところにより、診療又は調剤に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより、療養の給付を担当しなければならないが、保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の診療又は調剤に当たらない（同法第70条第1項、第72条）。そして、上記厚生労働省令として、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）が定められているところである。健保法は、以上のように、被保険者の疾病、負傷に関する療養の給付については、療養の給付の担当を保険医療機関、保険医等と定め、保険医療機関

及び保険医療養担当規則の定めるところによって療養を担当すべきことを定めた上で、療養の給付の受給方法を現物給付の方式と定めているのである。しかし、現実の問題として、事情によっては、被保険者が診療費を自弁しなければならない場合があることも否定できないところであり、そのため、健保法は、このような場合のため、療養の給付に代えて、診療に要した費用を療養費として支給することとし、第87条第1項において、被保険者は、療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、被保険者がやむを得ないと認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができるとして規定している。健保法が療養の給付及び療養費の支給につき上記のように定めている趣旨は、健康保険においては、現物給付たる療養の給付を原則とするが、被保険者が療養の給付等を行おうとしても行うことができない場合もあり、そのため、被保険者が療養の給付を行うことが困難である場合等で被保険者がやむを得ないものと認めるときには、療養を給付することに代えて、現金給付としての療養費支給の方法を認めたものである。したがって、療養費の支給は、療養の給付の補完的役割を果たすものであり、被保険者に、現物給付（療養の給付）と金銭給付（療養費の支給）との選択を認めたものではないのである。

4 しかし、柔道整復師の施術にかかる療養費についての具体的な取扱いは、厚生省保険局が発出した「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項について」（平成9年4月17日保険発第57号（平成22年5月24日保医発0524第3号厚生労働省保険局医療課長通知による改正後のもの。以下「施術算定基準」という。))が定められており、専らこれに依拠して実務が行われていることは当審査会に顕著であ

るところ、健保法第87条第1項にいう「困難であると認めるとき」及び「やむを得ないものと認めるとき」がいかなる場合であるかについては、保険者の合理的裁量による認定に委ねられているものと解されるところであり、施術算定基準は柔道整復師の施術について、例外的に療養費の支給を認める場合を定めたものとして、取扱いの客観性・公平性を担保するために必要であることはいうまでもなく、その内容においても、累次の改正等を経て、既通知及び疑義等を整理して定めたものと認められるから、それが上記の合理的裁量の範囲内にあるものとして、当審査会もこれに依拠するのが相当と考えるものである。

そして、施術算定基準によれば、療養費の支給対象に関することとして、次のとおり示されている。

ア 療養費の支給対象となる負傷は、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないこと（第1「通則」の5）。

イ 単なる肩こり、筋肉疲労に対する施術は、療養費の支給対象外であること（第1「通則」の6）。

ウ 柔道整復の治療を完了して単にあんま（指圧及びマッサージを含む。）のみの治療を必要とする患者に対する施術は支給対象としないこと（第1「通則」の7）。

5 本件記録中のAに係る柔道整復施術療養費支給申請書（平成〇年〇月〇日付の同月分、同年〇月〇日付の同月分、同年〇月〇日付の同月分、同年〇月〇日付の同月分、同年〇月〇日付の同月分）（以下、併せて「本件支給申請書」という。）をみると、いずれも負傷名は頸部捻挫及び右肩関節捻挫とされており、負傷年月日は平成〇年〇月〇日、初検年月日は平成〇年〇月〇日とされ、本件請求期間についても平成〇年〇月は7日（〇日、〇日、〇日、〇日、〇日、〇日）、〇月は5日（〇日、〇日、〇日、〇日、〇日）、

〇月は6日（〇日、〇日、〇日、〇日、〇日、〇日）、〇月は4日（〇日、〇日、〇日、〇日）、〇月は4日（〇日、〇日、〇日、〇日）の施術を受けており、各施術日について、後療料、温湯法料、電療料が積算されており、「摘要」欄には長期施術継続理由として、頸部捻挫については、「本傷病経過緩慢であり、後頭部・項部・側頭部の不定愁訴と疼痛を有し、軽度の動揺関節を示し後屈位により前屈に至る間に疼痛を発し、補強靭帯の弛緩を認める。不安定性の障害を認め、これらの機能障害回復の為に継続加療する。」と、右肩関節捻挫については、「本傷病経過緩慢にして、肩関節が拘縮し、腱板及び関節包等に疼痛を残し、上肢の前方・側方（外転）・後方の挙上範囲が不足し、挙上筋群の萎縮と筋力低下を残し、これらの機能回復のために継続加療する。」と記載されている。

そして、保険者組合からの照会に対するA作成の平成〇年〇月〇日付「負傷の原因について（回答）」と題する書面（以下「A回答書」という。）によれば、「傷病名」は当該傷病と記載され、「療養を受けた柔道整復師等」としてa病院、「診療開始日」として平成〇年〇月〇日から受診と記載された上、「受診するようになった痛みは、いつ頃からの痛みですか。」との問いに対しては「平成〇年〇月〇日頃」と、「どのようにして、又何をしている時に負傷をされましたか。」との問いに対しては「自宅で朝起きる際、捻ってなのか、起きた時には、痛みがありました。」と、「どのような治療を受けましたか。又、治療を受けた部分は、どの部位ですか。」との問いに対しては「手技治療、電気治療、首と右肩」と、「〇月も引き続き、同じ傷病で通院されていますか。」との問いに対しては「通院しています。」と、「病院へ、受診されましたか。」との問いに対しては「してません」と、「現在の怪私の状況はいかがですか。」との問いに対しては「少しずつ改善します」と回答していることが認められる。

6 以上の認定事実に基づいて判断するに、療養費の支給は、療養の給付の補完的役割を果たすものであり、被保険者に、現物給付（療養の給付）と金銭給付（療養費の支給）との選択を認めたものではなく、保険者が療養の給付を行うことが困難である場合等で保険者がやむを得ないものと認めるときに、療養を給付することに代えて、現金給付としての療養費支給の方法を認めたものであることは、上記説示のとおりであるところ、健保法第87条第1項が「療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき」又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所等から診療を受けた場合において、「保険者がやむを得ないと認めるとき」は、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる」と規定する趣旨は、「療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき」又は「保険者がやむを得ないと認めるとき」については、その判断を保険者の合理的裁量に委ねる趣旨であると解すべきことも、上記説示のとおりである。

本件支給申請書及びA回答書によると、Aは、平成〇年〇月〇日、自宅で朝起きる際、捻ったことから、起きた時には痛みがあったので、同月〇日を初検年月日として、同年〇月〇日まで継続して、B柔道整復師により、首と右肩に手技治療及び電気治療の施術を受けており、その間、当該傷病により医師の診療は受けていないというのである。施術算定基準が療養費の支給対象となる負傷は、急性又は亜急性の外傷の骨折、脱臼及び捻挫としていることは上記のとおりであるところ、A回答書の記載からすれば、当該傷病は、平成〇年〇月〇日にAが就寝中に「捻った」ことにより生じた首及び肩の痛みということであり、「捻った」日から旬日を経て初めてB柔道整復師の施術を受けたこと、及び、その後は、医師の診療を受けないまま、〇か月もの長期にわたり、同一内容の施術を継続して受けている事実、保険者組合作成の

請求人に係る療養給付一覧表及び「柔道整復師療養費に係る施術歴」と題する書面により認められる次の各事実、すなわち、請求人は、平成〇年〇月から、平成〇年を除く平成〇年〇月までの間に、合計63回にわたり柔道整復師の施術を受けており、その部位は頸部、腰部、右股、右肩、左肩、右背部下部、右手、左足、背部下部、左股、右肘、右膝、左背部、右下腿部と多岐にわたるが、そのうち、当該傷病と同一部位である頸部の施術が35回、右肩の施術が34回に上っていること、その反面、請求人が同一期間に同一部位について医師の診療を受けたことが一回もないことを併せ考慮すると、当該傷病が急性又は亜急性の外傷の骨折、脱臼又は捻挫とは認め難く、本件請求期間1及び2におけるB柔道整復師による施術は、慢性的な痛みの緩和施術と認めるのが相当であるから、本件の施術が施術算定基準第1「通則」の5に定める療養費の支給対象となる負傷には該当しないというべきである。そうすると、保険者が本件請求期間1に係る療養費の請求及び本件請求期間2に係る療養費の請求について、健保法第87条第1項所定の「療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき」又はAがB柔道整復師の施術を受けたことが「やむを得ないと認めるとき」にあたらないと判断したことは、保険者に委ねられた合理的裁量の範囲を逸脱するものということはできず、原処分1及び原処分2は、相当であって、これらを取り消すことはできない。

7 そうすると、原処分は妥当であり、本件再審査請求は理由がないものとして、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。